

経費の負担区分

No.	経費の負担項目	甲の負担	乙の負担	備考
1	委託費	○		
2	給食材料費	○		注 1
3	お茶購入費（番茶又は、麦茶）		○	
4	形態調整剤購入費		○	注 2
5	増粘剤購入費	○		注 3
6	栄養補助食品費	○		注 4
7	乙の従業員人件費		○	
8	水道光熱費	○		
9	貸与施設の改装、補修、保守費	○		注 5
10	貸与設備、什器、備品、食器の購入及び補充の費用	○		注 5
11	貸与物件に課せられる租税公課	○		
12	検食	○		
13	グリストラップの清掃費	○		
14	洗剤・薬剤費	○		
15	冷暖房空調費	○		
16	業務用電話使用料		○	
17	防鼠、防虫施工費	○		
18	残菜等廃棄物処理費	○		
19	食廃油の処理	○		
20	食事に関する帳票印刷費		○	注 6
21	食事サービス等に係る事務用品費		○	
22	直接経費			
	・ 検診・検便費		○	
	・ 乙の従業員の被服費		○	
	・ 許認可手数料		○	
	・ 営業用消耗品		○	
	・ 求人募集費		○	
	・ 事務用品費		○	
	・ 郵便費		○	
	・ 旅費交通費		○	
	・ 教育研修費		○	
	・ 厨房検査費		○	
	・ 業務運営に関わる保険料		○	
	・ 駐車場代 (週 30 時間以上勤務する従業員のみ対象)		○	注 7

23	その他、甲が必要と認めたもの	○		
----	----------------	---	--	--

注 1 給食材料は、甲の委託を受け乙が購入、管理等一切の業務を代行する。

注 2 厨房内で使用する形態調整剤は、乙の負担とする。

注 3 乙が使用する増粘剤は、乙の負担とする。

注 4 原則として甲の負担。但し、食事量の減量に伴う提供は、食材料費の範囲内で乙の負担とする。

注 5 乙の責任に帰す原因による修理又は、購入の必要が生じた場合は、乙の負担とする。

注 6 業務分担に応じて甲乙が協議の上負担する。

注 7 1 台当たり月 300 円とする。